

仙台市告示第 121 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 52 条第 1 項第 8 号，第 53 条第 1 項第 6 号，第 56 条第 1 項第 2 号ニ及び別表第 3（に）欄 5 の項の規定に基づき，次のとおり定める。

令和 5 年 3 月 27 日

仙台市長 郡 和 子

- 1 法第 52 条第 1 項第 8 号の規定に基づき定める数値は次の表の（あ）欄の各項に掲げる区域の区分に応じ同表（い）欄の当該各項に定める数値とし，法第 53 条第 1 項第 6 号の規定に基づき定める数値は同表の（あ）欄の各項に掲げる区域の区分に応じ同表（う）欄の当該各項に定める数値とし，法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定に基づき定める数値は同表の（あ）欄の各項に掲げる区域の区分に応じ同表（え）欄の当該各項に定める数値とし，法別表第 3（に）欄 5 の項の規定に基づき定める数値は次の表の（あ）欄の各項に掲げる区域の区分に応じ同表（お）欄の当該各項に定める数値とする。

	（あ）	（い）	（う）	（え）	（お）
	区 域	法第 52 条第 1 項第 8 号の規定により定める数値（容積率）	法第 53 条第 1 項第 6 号の規定により定める数値（建蔽率）	法第 56 条第 1 項第 2 号ニの規定により定める数値（建築物の各部分の高さ）	法別表第 3（に）欄 5 の項の規定により定める数値（建築物の各部分の高さ）
1	市街化調整区域のうち 2 の項に掲げる区域を除く区域	10 分の 10	10 分の 6	1.25	1.25
2	宮城野区蒲生字上屋倉，同字中屋倉，同字北城道田，同字南城道田，同字北屋ケ城，同字南屋ケ城及び岡田字寺袋浦の各一部 （別図表示の区域）	10 分の 8	10 分の 5	1.25	1.25

- 2 平成 16 年仙台市告示第 206 号（平成 16 年 2 月 25 日公示，平成 16 年 4 月 1 日施行）の施行の際現に前項の表の 1 の項に掲げる区域内に存する建築物であって，この告示の容積率に係る規定に適合しないものを改築する場合における容積率の上限は，平成 16 年仙台市告示

第 206 号の施行時点における当該建築物の容積率の数値（当該数値が 10 分の 20 を超える場合にあっては、10 分の 20）とする。

附 則

- 1 この告示は、令和 5 年 3 月 27 日から施行する。
- 2 平成 27 年仙台市告示第 481 号は、廃止する。

別図（宮城野区蒲生字上屋倉、同字中屋倉、同字北城道田、同字南城道田、同字北屋ヶ城、同字南屋ヶ城及び岡田字寺袋浦の各一部）

都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可  
（平成元年 3 月 6 日第 63-172 号）に係る  
開発区域

